

公示（見積合わせ）【電子入札システム対象案件】
公示番号 (ED22013)

見積依頼

2023年2月27日
独立行政法人国際協力機構
契約担当理事

独立行政法人国際協力機構が実施する「東ティモール国国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト向け機材」調達について、会計規程第23条第1項5号及び第24条第1項に基づき、随意契約による見積合わせを実施します。

見積合わせを実施するにあたり、以下の点につきご注意ください。

- ・ 本見積合わせは電子入札システム¹を利用して実施します。
- ・ 提出書類の授受は質問書及び下見積書を除き、原則電子入札システム上で行います。
- ・ 提出頂いた見積書の金額、納期、関連書類及び諸条件を参考にし、発注者（当機構）にとって最も有利な提案を採用します。
- ・ 納品後、航空輸送による「輸出」を前提での調達となります。
- ・ 見積書提出締切日以降に選定結果を電子入札システムで通知します。

1. 案件名：東ティモール国国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト向け機材

2. 納入条件：

- (1) 納入場所：指定倉庫または国際協力機構本部
- (2) 梱包条件：国内輸送梱包
(国内輸送梱包にかかる廃棄料が発生した場合は、受注者負担とします。)
- (3) 希望納期：2023年4月5日頃
- (4) 付属品：機材リストに記載の有無に係わらず、機材を正常に稼働させるために必要とされる資機材（電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換

¹ 詳細は「電子入札システム ポータルサイト」でご確認ください。
<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

機、バッテリー等)も当該機材に付属して納入すること。

- (5) 輸出書類用機材リスト(英文):発注後、指定日までに一般・危険品・冷蔵品・冷凍品に分けて提出すること。

3. 見積合わせ参加資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格にて「物品の販売」または「物品の製造」の格付けを有していること(格付けは問いません。)及び以下の要件を満たしていること。

本見積合わせに参加を希望する者は、下見積書及び全省庁統一資格の写しの提出をもって、以下の項目に誓約したものとします。なお、誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該参加者が提出した見積書を無効とし、参加資格無効を電子入札システムから通知します。

- (1) 当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応募者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないこと。
 - ① 応募者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - ② 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
 - ③ 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - ④ 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ⑤ 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを

不当に利用するなどしている。

- ⑥ 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑦ その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。

4. 質問

(1) 機材仕様明細書の内容等、この見積合わせ案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

(下記より質問様式をダウンロードしてください。)

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

- ① 質問受付期限：2023年3月2日（木）正午
- ② 提出方法：電子メール

送付先：e_sanka@jica.go.jp

メールの件名：

【質問】(ED22013)_(法人名)_東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト向け機材

当機構が電子メールを確認した際には、電子メールの受信をお知らせする返信メールをお送りします。

- ③ 注意：

- ✓ 質問受付期限を過ぎてから届いた質問及び口頭による質問に対しては答えられませんのであらかじめ了承願います。
- ✓ 機材リストに参考銘柄として記載している物品以外の製品を提案したい場合は、質問受付期限内に当該銘柄のカタログを電子メールに添付し、提案製品の採用の可否につき質問してください。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

- ① 回答時期：2023年3月7日（火）をめぐりに以下のURLの「質問回答」欄に掲載予定。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2021.html#kizai_mitsumoriawase

- ② 質問の有無に関わらず、仕様・数量等を変更・訂正することがあります。これら変更は「質問回答」欄に掲載しますので、本件参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。提出を受けた見積金額は、当機構が掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

5. 担当部署

郵便番号102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 契約第三課（機材調達班）

TEL: 03-5226-6643

Email: e_sanka@jica.go.jp

6. 提出書類・提出方法及び提出期限

- 下見積書提出期限：2023年3月10日（金）正午

(1) 提出書類：①下見積書(PDF)

②競争参加資格を有することを証明するため、全省庁統一資格審査結果通知書の写し

(2) 提出方法：電子メール

送付先：e_sanka@jica.go.jp

メールの件名：

【下見積書】(ED22013)_(法人名)_東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト向け機材

当機構が電子メールを確認した際には、電子メールの受信をお知らせする返信メールをお送りします。

- 本見積書提出期限：2023年3月15日（水）正午

電子入札システムに見積金額を**必ず税抜き**で入力するとともに、以下のとおり必要書類を提出願います。

(1) 提出書類

① 見積明細書

ア) 納期：注文書送付から納品までの所要日数

イ) 見積有効期限：発行日から最低30日以上として下さい。

ウ) 見積金額：機材内訳金額（単価、数量）、機材のサイズ（国内梱包後の大きさ、重量、梱包個数）、機材総額（税抜き）及び消費税相当額

エ) 特記事項：

(a) 温度管理品が含まれている場合：指定温度範囲を記載

(b) 危険品が含まれている場合：UN番号を記載

(c) 電源が必要な場合：対応可能電圧・電流・プラグ形状を記載

(d) その他取扱い、輸送に関して留意事項があれば記載願います。

②機材確認シート：本見積依頼最終頁の様式を使用し、納入機材の確認事項をチェックしてください。

(2) 提出方法

上記(1)に記載の書類はPDF形式とし、全てのPDFファイルを1つのzipファイルにまとめたうえで、電子入札システムにアップロード願います。(サイズ上限3MB)

7. 見積合わせ結果

当機構が採用することを決定した見積を提出した者に注文書を電子メールで発送（もしくは郵送）します。

なお、見積合わせの結果について公表は致しませんが、見積合わせに参加いただいた者には電子入札システムを通じて結果を通知します。

8. 輸出貿易管理令調書

注文請書提出後2週間以内に全機材に対し、JICAホームページ調達情報／調達ガイドライン・様式／海外向け資機材の調達・一般競争入札「輸出貿易管理令調書」ならびに「外国製品に関する調書」を提出願います。このほか輸送手続きの際に、必要とされる場合はSafety Data Sheet（英文）、成分表等機材の成分を特定するための資料、あるいはパラメーターシート、EL非該当証明書などが必要になる場合があります。

9. 立会検査

機材の納品にあたり検査の立会いをお願いしていますが、新型コロナウイルス感染症拡大状況やアイテム数によっては写真での検査を可とする場合もあります。納品指定場所はJICA本部（千代田区二番町）または本邦指定倉庫となります。

10. 注意事項

(1) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）適合品としてください。

(2) アスベストを含有する資機材の調達は行ないません。

(3) 海外に輸出する事を前提として購入しますので、弊機構が輸出関連法規を遵守できることが取引の前提となります。輸出に当たって原産地証明書や燻蒸証明書等などの各種証明書の取付に協力して頂く場合があること、また各種許可物品の許可・承認の取得が不可能と判断される場合は、輸出許可物品および同物品の使用に不可欠な付属物品の発注を取止める

こともあります（発注後に輸出許可の取得が必要と判明したアイテムも含む）。

- (4) 見積依頼時に対象品と指定したアイテムについては、項目別対比表やパラメーターシート等の根拠資料のついた安全保障輸出管理にかかる非該当証明書若しくは該当証明書をメーカーから取り付けることを前提に見積もりを作成ください。また、指定したアイテム以外にも安全保障輸出管理にかかる書類の取付可否を確認願います。
- (5) 米国再輸出規制（EAR）に関し、ECCN 番号を各機材の備考欄に記載願います。
- (6) 以下の区分に従って、外国製品に該当する場合、区分番号及び国名を備考欄に記載願います。
 - ① 当該物品の全部が外国において生産されたもの
 - ② 当該物品の生産が二国以上にわたる場合に、実質的な変更をもたらし、そのものに新しい特性を与える行為を最後に行った国が外国であるもの
 - ③ 日本国内で生産される場合であっても、その物品が外国系法人によって生産されるもの
 - ④ 日本国内のメーカーによって生産される場合であっても、その物品が外国ブランドの製品となるもの

以上

別添：機材リスト

機材確認シート

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

20 年 月 日

住所

商号/名称

代表者役職・氏名

㊞

当社は、「東ティモール国国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト向け機材」(ED22013)(以下「本調達」という。)に関して、以下の各事項を確認しました。

1. 本調達は東ティモール国への「輸出」を前提とする調達であり、貴機構へ納品する機材は全て輸出可能であることを確認しています。
2. 機材リストに記載の有無に係わらず、機材を正常に稼働させるために必要とされる資機材(電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換機、バッテリー等)を当該機材に付属して納入することを確認しています。

以上

